

7 不測時に備えた食料供給体制強化対策

【令和6年度補正予算額 665百万円】

<対策のポイント>

食料供給困難事態対策法に基づく特定食料・特定資材の民間在庫の実態等に関する調査、不測時における食料供給シミュレーションモデルの構築、世界の食料需給動向等の総合調査・分析を実施します。

新たな食料システムの関係者による食料安定供給に資する備蓄等の取組を周知・推進することで、消費者による行動変容を促進します。

<政策目標>

不測時に備えた食料の安定的な供給の確保

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 総合的な備蓄体制の推進

320百万円

不測の事態において、備蓄を効果的・効率的に活用していくため、国内に存在する備蓄をトータルで把握し、官民合わせた総合的な備蓄体制を推進します。これに向け、食料供給困難事態対策法に基づく特定食料・特定資材※について、サプライチェーンの各段階における民間在庫の実態等に関する調査を行うとともに、これらを定期的に把握するための、より効率的な調査手法を検討します。

※特定食料：コム・小麦・植物油原料等、特定資材：肥料・農薬等を想定

2. 不測時における食料供給シミュレーションモデルの構築

100百万円

不測の事態を想定し、必要な対策を検討するため、諸外国の事例を参考とし、国内の農地や労働力をはじめとする生産基盤の確保状況、品目ごとの輸出入量、食料等の備蓄状況、世界の需給動向を考慮し、供給熱量や栄養バランスを最適化する我が国の食料供給シミュレーションモデルを構築します。

3. 食料供給困難兆候の把握のための情報収集・分析

50百万円

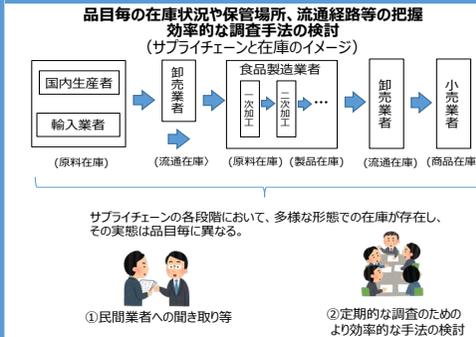
食料の供給不足となる兆候を適切に察知するため、現地コンサルタント等を活用し、異常気象及び地政学的リスクの発生が海上輸送等に及ぼすリスクの分析を実施します。

4. 食料安定供給に資する総合的な備蓄等の取組の周知

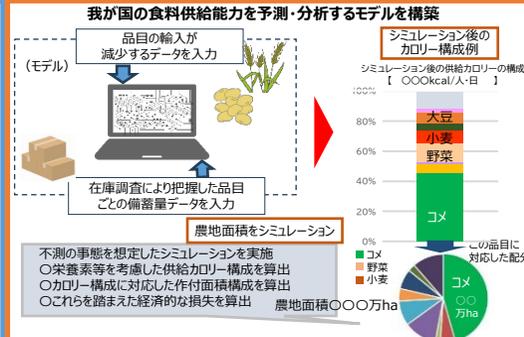
195百万円

改正食料・農業・農村基本法や食料供給困難事態対策法の理念に則した取組事例を深く知ることができるよう、新たな食料システムの関係者（生産者、食品産業事業者、消費者等）による食料の安定供給に資する備蓄等の取組に関するシンポジウム等を通じ、国民の理解醸成を図るとともに、行動変容を促す事業を展開します。

1. 総合的な備蓄体制の推進



2. 不測時における食料供給シミュレーションモデルの構築



3. 食料供給困難兆候の把握のための情報収集・分析



4. 食料安定供給に資する総合的な備蓄等の取組の周知



【お問い合わせ先】 大臣官房政策課食料安全保障室 (03-6744-2395)